

ウクライナにおける薬用植物の 栽培・加工ビジネスの可能性

岡 部 芳 彦

神戸学院経済学論集

第49巻 第1・2号 抜刷

平成29年9月発行

ウクライナにおける薬用植物の 栽培・加工ビジネスの可能性*

岡 部 芳 彦[†]
Окабе Йошіхіко[†]

Анотація

В даній статті розглядатимуться бізнес перспективи культивуації та переробки лікарських рослин в Україні. «Безпосереднє використання у медичних цілях лікувальних трав, певних елементів фауни та мінералів називається фітотерапією». Ті рослини, які широко застосовуються фітотерапевтами, називаються «лікарськими рослинами». Відтак, мета даної статті полягає в огляді та ознайомленні широкого кола читачів зі станом японського ринку і заходами японського уряду, спрямованих на підтримку та розширення бізнес перспектив з реалізації продажу та вирощування лікарських рослин за межами Японії, зокрема, і в Україні.

1 薬用植物とは

本稿では、ウクライナにおける薬用植物の栽培、加工ビジネスの可能性を検討する。動植物の部分や鉱物をそのまま薬品として用いるものは生薬と呼ばれ⁽¹⁾ている。生薬の中で植物由来のものが薬用植物である。その日本での市場や現

* 本稿は、ウクライナ国立農業科学アカデミー・アグロ・エコロジー環境マネジメント研究所刊『Проблеми збалансованого природокористування в агросфері』(2016年)に掲載されたウクライナ語論文「Бізнес перспективи культивуації та переробки лікарських рослин в Україні。」の日本語版である。

† 神戸学院大学経済学部教授（Доктор економічних наук, Університет Кобе Гакуін, Економічний факультет, професор）

ウクライナにおける薬用植物の栽培・加工ビジネスの可能性

状、日本の省庁の取り組みを紹介し、ウクライナなどの海外で生産・販売する可能性を検討したい。

2 日本での薬用植物の市場

日本では、薬用植物が幅広い製品に使われている。例えば、もっとも多く使用されている甘草は、漢方薬、グリチルリチン酸製剤などの医薬品をはじめ、菓子や醤油などの食品、タバコなどの嗜好品、化粧品、制汗剤、シャンプー、入浴剤などの日用品など、多様な用途で、日常生活に欠かせない原料である。

一方、日本の医薬品の原料として使用された生薬248品目、年間約2万トンのうち、自国で調達できたのは12%、特に漢方製剤の7割以上に配合されている甘草は日本の基準に合うものが中国の内蒙古自治区などの特定地域のみで育つ野生種だけだったことから、中国からの輸入に依存してきた⁽²⁾。理由としては、栽培期間が非常に長く、例えば通常の農作物が3-4か月で出荷できるのに対して、甘草は6年の期間を要する。また、薬剤の品質を定める日本薬局方（Japanese Pharmacopoeia: JP）の基準にも適合する必要があることも挙げられる。

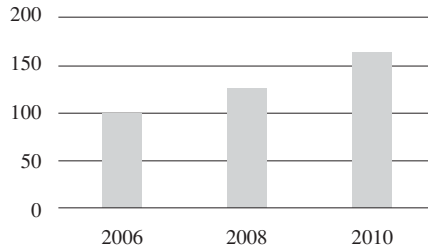
3 中国リスク

日本は、甘草の栽培を始めているものの、生薬をほとんど生産しておらず、現在は主に中国からの輸入に頼っている。生薬の輸入量の約7割、輸入金額の8割は中国産である。一方、中国では経済発展により、中国国内の需要が増加している。また、乱獲により自生の薬用植物が減少している。それに対応するために中国政府は甘草などの一部の薬用植物を、環境保全を目的に輸出制限を始めている。例えば、2001年には甘草は中国国内へ優先供給する方針が示されている。甘草の輸出総量枠が定められており、2013年は4,200トンとなっている。

(1) 広辞苑、第6版、岩波書店。

(2) 「漢方産業を知る8つの基礎知識」『農業経営者』2012年8月号、22ページ。

図1 中国からの原料生薬の輸入価格の推移



出典：農林水産省「薬用作物に関する農林水産省の取組み」
2013年。

注：2006年を100とする。

る。当然、図1のように日本における生薬の輸入価格は上昇している。⁽³⁾

また、ウクライナとロシアの関係のように、日中間にも政治的緊張が存在している。2010年、日本領であるが、中国も領有権を主張する尖閣諸島周辺で中国漁船が海上保安庁の船に衝突した後、拿捕されたのをきっかけに、中国政府は、蓄電池や発光ダイオード、磁石などのエレクトロニクス製品の製造に不可欠なレアアース（希土）の日本への輸出規制に乗り出した。同じように、再び日中関係が政治的に悪化した場合、中国政府が日本への生薬の輸出規制をかける可能性もある。

4 日本の省庁や企業の取り組み

日本の生薬が不安定な状況から脱するために、日本では農林水産省や厚生労働省を中心に、対策を始めている。

農林水産省は、薬用植物が生産者（農家）と実需要者（企業）との契約により栽培されていることを踏まえて、国内生産拡大のためには需給情報の交換・共有が必要と考えている。そのため、関係業界・厚生労働省が協力して「薬用作物に関する情報交換会」を2012年から毎年開催している。また、薬用作物の

(3) 農林水産省「薬用作物に関する農林水産省の取組み」2013年。

ウクライナにおける薬用植物の栽培・加工ビジネスの可能性

日本における産地形成を促すため、「薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業」を立ち上げた。⁽⁴⁾

厚生労働省は、農林水産省の情報交換会に参加する一方で、薬用植物資源の収集・保存を行い、薬用植物の栽培技術の研究を始めている。⁽⁵⁾

また、民間企業でも中国以外の国で代替生産が行われるようになってきた。宏輝（COKEY）株式会社は、タジキスタンで Avalin 社という合弁会社を設立し、甘草の栽培を行っている。COKEY 社はロシア南部アストラハン州でも工場を稼働させ、そこに群生する甘草を採り、現地に新設する工場⁽⁶⁾で医薬品の有効成分を取り出して主に国外に輸出する計画を現在進めている。⁽⁶⁾

5 ウクライナでの薬用植物栽培の可能性

① 栽培国としてのウクライナ

新たに薬用植物の栽培・加工ビジネスを行う栽培国を選定するには、事業として成立させるために、主に以下の3点が重要と思われる。まず、農業国であること、次に栽培条件が合う場所、最後に人件費が安いことである。

ウクライナは欧州を代表する農業国である一方、冷涼な気候であり、甘草などの栽培に適した気候である。また、人件費も安く、大規模な農業経営に向いた国であると言える。

また、「日本・ウクライナ投資協定」⁽⁷⁾が2015年11月に発効されており、両国間の投資環境も整備されている。よって、ウクライナで薬用植物の生産が進めば、日本への輸出拡大の条件も整っている。

(4) 農林水産省「薬用作物に関する農林水産省の取組み」2013年。

(5) 厚生労働省「薬用植物の国内生産拡大に向けた厚生労働省の取組み」2013年。

(6) 「ロシアの甘草に注目」『ロシアNOW』2014年12月11日。

(7) 「投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定」2015年11月26日発効。

② 市場としてのウクライナ

薬用植物の栽培・加工ビジネスは、現在の主要生産国である中国の代替生産を行う場所を見つけるだけでなく、現地での販売・流通も視野に入れる必要がある。中国も薬用植物の生産・消費の両方で世界一である。生産地に最も近い場所で消費されることによって、さらに薬用植物を栽培する農家も増えることが考えられる。その意味では、欧州7位、旧ソ連構成国で2位の人口を有するウクライナは、薬用植物の一大消費地としての可能性も秘めている。

以上のことから、日本における薬用植物を取り巻く状況について検討し、ウクライナにおける甘草などの薬用植物の栽培・加工ビジネスの可能性を探った。それを実現するにあたっては技術的な困難も予想されるが、この分野にウクライナが参入することによって、日本との結びつきが強くなることは間違いない。また、農業国としてのウクライナの新しい可能性が広がるであろう。